

各 位

会 社 名：株式会社電通
（コード：4324 東証第 1 部）
代表者名：代表取締役社長 高嶋達佳
問合せ先：広報室長 小林 光二
（T E L：03-6216-8041）

株式の分割および単元株制度の採用に関するお知らせ

当社は、株券電子化に伴い端株の整理を行うため、株式の分割の実施および単元株制度を採用することについて、平成 20 年 9 月 25 日開催の取締役会において方針決定し、すでに公表しております。

今般、株券電子化に係るいわゆる決済合理化法の施行日が平成 21 年 1 月 5 日と公布されたことを受け、当社は、会社法第 370 条の規定に基づき、取締役会を開催することなく、書面による提案を行い、平成 20 年 11 月 28 日までに取締役の全員から書面による同意を取得し、株式の分割および単元株制度の採用について下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、本提案に関し、監査役からの異議はございませんでした。

この株式の分割および単元株制度の採用により、株券電子化後、端株は単元未満株式として存続することとなります。

記

1. 趣旨

当社は、平成 21 年 1 月 5 日施行の「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 88 号）（以下「決済合理化法」といいます。）による振替制度への移行（株券電子化）に伴い、この制度の取扱対象外とされている端株の整理を行うため、平成 20 年 11 月 28 日、会社法第 370 条による決議（取締役会の決議に替わる書面決議）によって、以下のとおり、株式を分割するとともに単元株制度を採用することを決定いたしました。

なお、この株式の分割および単元株制度の採用による投資単位の実質的な変更はございません。

2. 株式の分割

(1) 分割の方法

決済合理化法の施行日の前々日を基準日として、同日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主（同日の最終の端株原簿に記載または記録された端株主を含みます。）の所有株式を、1 株につき 100 株の割合をもって分割します。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の当社発行済株式総数	2,781,840 株
今回の分割により増加する株式数	275,402,160 株
株式分割後の当社発行済株式総数	278,184,000 株
株式分割後の発行可能株式総数	1,100,000,000 株

(3) 株式分割の日程

基準日 平成21年1月3日(土)

効力発生日 平成21年1月4日(日)

(注) 本株式分割および下記3.の単元株制度の導入に伴い、当社株式は平成20年12月25日から平成20年12月30日まで、東京証券取引所において、売買停止となります。

3. 単元株制度の導入

(1) 新設する単元株式の数

上記「2. 株式の分割」の効力発生を条件として、決済合理化法の施行日の前日をもって単元株制度を採用し、単元株式数を100株とします。

(2) 新設の日程

効力発生日 平成21年1月4日(日)

(注1) 現在の端株は、上記2.および3.の株式の分割および単元株制度の採用により、株券電子化後は単元未満株式として存続することとなります。

(注2) 端株の買取請求または買増請求をご検討されている株主の皆様におかれましては事務日程にご注意下さい。端株の買取請求の受付は平成20年12月24日で終了、端株の買増請求の受付は平成20年12月11日で終了となります。

(注3) 株券電子化後の単元未満株式の買取請求は平成21年1月26日からの受付となります。株券電子化後の単元未満株式の買増制度については、これに関する定款変更議案を平成21年6月に開催予定の第160回定時株主総会において上程する予定であり、株券電子化後その承認までの間は単元未満株式の買増請求を行うことはできません。

(注4) 名義書換未済の株券をお持ちの方は、速やかに名義書換の手続きをお済ませ下さい。また、住所変更等の届出未済の方は、速やかに手続きをお済ませ下さい。なお、平成20年12月31日から平成21年1月4日までは株主名簿管理人の休業日のため、平成20年12月30日までにお手続きをお済ませ下さい。

(注5) 当社発行のストックオプション権利行使価額の調整について
今回の株式分割に伴い、平成15年6月27日開催の株主総会決議に基づくストックオプションの権利行使価額を平成21年1月4日以降、次のとおり調整する。

	調整後権利行使価額	調整前権利行使価額
平成15年6月27日開催の株主総会決議に基づくストックオプション (新株予約権)	2,285円	228,500円

端株の買取・買増および株式に関するお問い合わせ先・郵送物送付先

お問い合わせ先
(郵送物送付先) 〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目 10 番 11 号
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
電話 0120-232-711
(通話料無料、受付時間 土・日・祝日を除く 9:00~17:00)

お手続き用紙のご請求 端株の買取、買増ほか各種お手続き用紙のご請求につきましては、
下記の電話およびホームページで 24 時間受け付けております。
電話 0120-244-479 (通話料無料 24 時間自動音声応答)
ホームページ <http://www.tr.mufg.jp/daikou/>

以 上